

令和 2 年 第 2 回

福生病院企業団議会議定例会會議録

令和2年11月24日（火）

令和2年第2回福生病院企業団議会定例会

- 1 招集年月日 令和2年11月24日(火)
- 2 招集場所 公立福生病院2階大会議場
- 3 会議時間 午後0時57分から午後2時18分まで
- 4 出席議員
- | | |
|----------|----------|
| 1番 榎本 義輝 | 2番 山崎 栄 |
| 3番 村山 正利 | 4番 西川美佐保 |
| 5番 濱中 俊男 | 6番 浜中 順 |
| 7番 佐藤 弘治 | 8番 五十嵐みさ |
| 9番 小澤 芳輝 | |
- 5 欠席議員 なし
- 6 説明のため出席した者の職氏名
- | | |
|-------|------|
| 企 業 長 | 松山 健 |
|-------|------|
- 7 職務のため出席した事務局職員の氏名
- | | |
|----------|--------|
| 事 務 長 | 町田 高司 |
| 経営企画担当主幹 | 市川 仁史 |
| 庶 務 課 長 | 小林 章文 |
| 経 理 課 長 | 大澤 達哉 |
| 医 事 課 長 | 青木しのぶ |
| 診療情報管理課長 | 岸野 満 |
| 地域医療連携室長 | 井口 武 |
| 庶 務 係 長 | 為ヶ谷安紀子 |
- 7 職務のため出席した構成市町職員の氏名
- | | |
|------------|-------|
| 福生市福祉保健部参事 | 瀬谷 次子 |
| 羽村市福祉健康部長 | 野村由紀子 |
| 瑞穂町福祉部長 | 福島 由子 |

令和2年第2回福生病院企業団議会定例会議事日程

日 程 第 1 会議録署名議員の指名について

日 程 第 2 会期の決定について

(企業長あいさつ)

日 程 第 3 一般質問

日 程 第 4 議案第15号 令和元年度福生病院組合病院事業決算の認定について

日 程 第 5 諸報告

令和2年第2回福生病院企業団議会定例会議事日程
追加その1

日 程 第 1 議 員 提 出 議 案 第 2 号 自治体病院の経営悪化に対する継続的な支援を
求める意見書

午後0時57分 開会

○議長（濱中俊男君） 皆様、こんにちは。定刻前でございますが、全員おそろいのようにございますので始めさせていただきます。

本日は、令和2年第2回福生病院企業団議会定例会の開催を通知いたしましたところ、公私ともにご多用の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

これより令和2年第2回福生病院企業団議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、ご発言の際は、挙手の上、議席番号もしくは職名を告げ、許可を受けてからお願いいたします。また、ご起立の上、マイクのスイッチを入れていただき、ご発言をいただきたいと思っております。

○議長（濱中俊男君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、福生病院企業団議会会議規則第95条の規定により、議長において、8番五十嵐みさ議員並びに9番小澤芳輝議員を指名いたします。

○議長（濱中俊男君） 次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○議長（濱中俊男君） この際、企業長から発言の申し出がありますので、これを許します。松山企業長。

○企業長（松山 健君） 本日は、皆様、ご多忙中お越しいただき、誠にありがとうございます。

ただ、当院は、ご存じのように、先週11月19日に新型コロナウイルスのクラスター感染に見舞われ、病院機能の相当の縮小を行わざるを得ず、地域医療に多大なご迷惑をおかけしております。1日も早い収束を目指して職員一丸となって努力しておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日、お三方の一般質問及び昨年度の決算など重要事項のご検討をお願いしておりますが、この状況を鑑み、従来とは異なる形態の議会定例会になりますが、何とぞよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（濱中俊男君） 以上で、企業長の発言は終わりました。

○議長（濱中俊男君） 次に、日程第3、一般質問を行います。

通告をいただいておりますので、順次発言を許します。

初めに、8番五十嵐みさ議員。

○8番（五十嵐みさ君） お疲れさまでございます。本当に皆様の頑張ってくださいというお姿に、日々感謝を申し上げる次第でございます。

今回は、企業長のご発言もございましたので、要点のみの質問とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

テーマは、地域医療ネットワークの構築とオンライン診療についてでございます。

平成28年度に策定されました東京都地域医療構想におきましては、東京の2025年の医療、ランドデザインである「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』の実現」に向けて4つの基本目標が示されました。

その中の2番目といたしまして、「東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システム」というのが挙げられておりまして、切れ目のない医療連携、これシステムというのは、電子カルテの情報をインターネットを介して複数の医療機関の間で共有するシステム、これも一つの連携というふうに捉えておりますが、この共有するということは、転居等によって、最寄りの医療機関を変更せざるを得ないときですとか、あるいは地元の医療機関やかかりつけのお医者様から総合病院等へ情報を引き継ぐとき、また逆に、退院した患者さんの医療データを地元の医療機関等と共有するというそのような形で、患者にとっての利便性が高まるだけでなく、また、その医療従事者の方にとっても医療行為の負担が軽減されるというふうにも言われております。

また、そして、この切れ目のない医療連携システムは、東京の2025年の医療ランドデザインの中の3番目の目標である「地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実」、こちらとも密接に関係しております。ですので、福生病院の参加ということは、この二次医療圏における公立病院として大変大きな役割を果たすというふうに私は考えております。

この10月1日からは、西多摩医療圏におきましても「にしたまICT医療ネットワーク『にしたまネット』」こちらの運用が開始されました。現在、6か所の医療機関が参加されているということでございますが、公立病院といたしましては、青梅市立総合病院のみとなっております。

そこで、地域医療連携を推進している福生病院といたしまして、逆紹介を行う際、あるいはまた、今後、地域包括ケアシステム充実のためにも重要なネットワークの連携になって情報提供ができるかと思っております。そこでにしたまICT医療ネットワークへの参加が必要だというふうに考えておりますけれども、ご所見のほうを伺わせていただきたいと思っております。

また、前代未聞の新型コロナ感染症禍にありまして、通院控えによる重症化を防ぐためにオンラインでの受診ということが推進されております。特に新型コロナ感染症拡大が大変広まったときには、時限的であった初診からのオンライン診療ということが、現在、恒常的に初診からオンライン診療をやってもいいのではないかとというようなところで、厚生労働省のほうにおいても議論が始まったところでございます。

コロナ禍においては、当院では既に電話による処方箋の発行を行っておられますが、オンライン診療も診療の一つの選択肢として活用することが重要ではないかというふうに考えますが、現状と、また、これからの方向についての所見を伺わせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（濱中俊男君） 松山企業長。

○企業長（松山 健君） 五十嵐みさ議員のご質問にお答えいたします。

地域医療ネットワークの構築及びオンライン診療についての1点目、「にしたまネットへの参加について」でございます。

「にしたまネット」へ参加する形態につきましては、実は2種類ございまして、他院での診療情報を参照することができることに加えて、自院での診療情報を他院に開示する「情報開示施設」と、情報開示施設での診療情報を参照することのみできる「情報参照施設」でございます。

にしたまネットにつきましては、ネットワーク構築の計画立ち上げ当初から参加に向けて検討をしておりますが、まず、青梅市立総合病院や大久野病院と同様の「情報開示施設」としての参加につきましては、システム導入費用などで約2,000万円の費用がかかること、また、民間の医療機関にはこのシステムの整備費用に対する補助制度があり、基準額2,000万円の2分の1を限度に補助が受けられますが、公立病院は対象外であることなど、当座の費用対効果が見込まれないことから、参加を見送ることいたしました。

次に、情報参照施設としての参加についてでございますが、月額1万円の参加費とインターネット環境があれば導入することができることから、今年度中に参加する方向で検討しておりますが、新型コロナウイルス感染症対策を最優先とするため、参加する時期を先送りにしている状況でございます。

今後の新型コロナウイルス感染症の状況を見据えながら、まずは、情報参照施設として参加していく考えでございます。

現在はこうした状況ですが、このシステムは、将来的に東京都内をはじめ全国的にネットワーク化が進むような状況になることも考えられるものです。ただし、公立病院に限定せずに多くの医療機関が参加しないことには、システムの効果が発揮できないものでございますので、今後も近隣医療機関の動向、費用対効果などを踏まえながら、地域医療の拠点である公立病院として、情報開示施設としての参加を検討してまいります。

次の2点目、「オンライン診療について」でございます。

オンライン診療とは、遠隔診療のうち、医師と患者間において、情報通信機器を通して患者の診察及び診断を行い、診断結果の伝達や処方等の診療行為をリアルタイムで行う行為とされております。平成30年の診療報酬改定で「オンライン診療料」が新設され、対面診療とオンライン診療を組み合わせた診療に対して算定できるものでございます。オンライン診療料が算定可能な患者は定められており、さらに、対象となる疾患について、オンライン診療を行う医師が毎月1回以上の対面診察を3か月以上行っていることや対面診療とオンライン診療を組み合わせた診療計画書を作成することなどの要件がご

ざいます。

また、現在は、新型コロナウイルス感染症が拡大していることを鑑みた時限的・特例的な措置として、初診からの「オンライン診療」を認めておりますが、初診の患者さんの中には、血液や血圧の検査データに加え、対面での聴診や触診をすることで新たな病気が見つかри、他科へのコンサルテーションが必要となること、さらに、治療の遅れによる症状悪化のリスクが高まることも懸念しております。

従って、現時点では、オンライン診療を導入しておりませんが、将来的には医学的に指導や管理を行う診療科の特徴を捉えての個別の検討が必要と考えております。

以上で、五十嵐議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（濱中俊男君） 五十嵐議員。

○8番（五十嵐みさ君） 企業長のご答弁をいただきまして、どうもありがとうございました。

最初のICTネットワークにしたまネットへの参加について、どうもありがとうございました。まず、情報参照病院を目指していただいていたということで、ただ、コロナということで、本当にここにも影響していることが非常によく分かりました。

そしてまた、情報開示病院になるためには2,000万円ぐらいの費用がかかるということで、国のほうでは、これを地域医療介護総合確保基金が使えるというふうに言っているんですけども、東京都においては公立病院が対象外になっているんですね。このことは私も本当に「ちょっとどういうことなんだ」ということで、都のほうに確認しましたところ、総合的な補助金を出していますので、その中で整備を進めてほしいというふうにご意見でございました。これは、私も納得のいかないお答えでしたので、ちょっと二次医療圏間の格差についても、これは都のほうに声を上げていかなくちやいけないと思った次第でございます。

ただ、本来でしたら、再質問として、都の言っているような包括的な総合的な補助金の性質ですとか活用についてお伺いしたいところではございますが、またの機会にさせていただきます。

しかしながら、国もIT化のネットワークの構築ということを大変推進しておりますので、また、今後、地域医療情報ネットワークのほうも拡大していくというふうに考えられますので、タイミングを逃さぬようということをお願いしまして、にしたまICTネットワークへの参加を考えていただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、オンライン診療でございますが、よく分かりました。様々な大変なこともございますが、新型コロナ禍においては、対面診療を行わないことによる重症化の見逃しリスクと、対面診療を行うことによる感染拡大のリスクと、この比較をして考えてはいけないというふうなことも言われておりますが、それだけではなく、患者自身の精神的な行かない、通院を控えるという、受診控えですね。医療機関に足を運ばないということによる重症化、このリスクも考えられるわけでございますので、コロナ禍だからこそまた進めていかなくちやいけない部分もあるのではないかとこのように考えております。

ただ、初診からということにつきましては、今後のまだ議論を待たなくてはいけないところがございますので、この点におきましても、将来的な検討ということにも言及していただいておりますので、こちらもぜひ機を逃さず、また進めていただくようお願いいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（濱中俊男君） 次に、6番浜中順議員どうぞ。

○6番（浜中 順君） 3点お伺いいたします。

1番目、本病院の職員の冬の一時金について。

全国的に医療関係の厳しい財政事情の中で、関係従事者の冬の一時金の削減が報道されています。本病院ではどうなっているのでしょうか。そのようなことはないのかどうかお伺いいたします。

2番目、受診控えの中で重症化させないためということで、受診控えの中で、再診に行きたいんだけど、かかるリスクも大きいということで悩まれる方もいらっしゃると思うんですけども、そのような患者さん、利用者に対して具体的にどのような対策をされているのかお伺いします。

3番目、糖尿病性腎症重症化予防事業についてお伺いします。

国民健康保険の糖尿病性腎症重症化予防事業は、糖尿病の重症化リスクの高い医療機関未受診者や受診中断者に対して、適切な受診勧奨、保健指導を行うことにより治療に結びつける、2019年に始められた取組と聞いています。羽村市では、元年度、2019年度は211名の対象者に連絡し、11名がその取組に参加したということです。以下、三つ質問いたします。

この事業について、本病院としてどのように取り組んでいらっしゃるのか。

2点目、この事業では、構成市町とどのように連携されているのか。

3点目、この事業のほかに市民がもっと活用したほうが病気の予防が進むというような事業があればお伺いいたします。

以上3点、よろしくお伺いいたします。

○議長（濱中俊男君） 松山企業長。

○企業長（松山 健君） 浜中順議員のご質問にお答えいたします。

1項目、「本病院の職員の冬の一時金について」の1点目、「全国的に医療機関の厳しい財政状況の中で関係従事者の冬の一時金の削減が報道されているが、本病院はどのようなことはないのか？」についてでございます。

当院の財政状況につきましては、平成28年度からの継続的な赤字に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う医業収益の減少が重なり、正直大変厳しい状況でございます。こうした状況の中、8月には市中銀行から10億円の一時借入れを行いました。また、東京都から新型コロナウイルス感染症拡大防止などに関する補助金及び支援金として、概算ではございますが約5億円の交付を受けることができました。

さらに、緊急事態宣言下に比べますと、徐々に外来及び入院患者が増加傾向にあり、病院の運営が維持できていることから、現時点では、東京都人事委員会の勧告などに基づき支給する予定でございますので、報道されているような新型コロナウイルス感染症の

影響により期末勤勉手当を削減することは考えておりません。

ただ、冒頭に申し上げたように、若干状況は変わっておりますが、一時金に関しては、今のところは全く私の個人的意思は変わっておりません。

次の2項目、「受診控えの中での重症化させないために、再診をぜひ必要としている利用者についての対策については、どのような対策がなされているのか」についてでございます。

当院では、令和2年2月28日付け厚生労働省の事務連絡において、外来診療を取り扱う医療機関でも電話再診が可能となったことを受け、3月12日から慢性疾患のかかりつけ患者さんを対象に、主治医による電話再診での処方箋の発行を開始いたしました。また、5月25日の緊急事態宣言の解除後は、縮小しておりました緊急性を要しない手術や検査について、通常の診療体制とし、直ちに開始いたしました。

なお、以前より予約日や検査日に来院せず、重症化が心配される患者さんへは電話連絡を行い、症状等の確認や受診を勧め、重症化させないよう取り組んでおります。

さらに、特定健診や各種健康診断、予防接種につきましても、通常どおり実施しております。

次の3項目、「糖尿病性腎症重症化予防事業について」の1点目、「この事業について、本病院としてどのように取り組んでいるか」及び2点目、「この事業では、構成市町とどのように連携しているのか」とのお尋ねにつきましては、関連がありますので、併せてお答えいたします。

糖尿病重症化予防を目的に特定健診の結果やレセプト情報から対象者を抽出し、保健師などの専門職が電話や訪問指導する自治体の事業でございます。

当院の主治医の役割は、かかりつけ患者さんの書面作成でございます。診断名、1日の摂取カロリー、塩分量、タンパク質量、目標体重、検査値等の具体的な指示内容等を「生活指導内容の確認書」に記載し情報提供いたしますが、主治医の治療も継続して行っております。

次の3点目、「この事業の他に、市民がもっと活用したほうが病気の予防が進むというような事業があれば伺う」についてでございます。

当院では、構成市町や一般企業からの委託による特定健診、インフルエンザなどの各種予防接種、人間ドックや脳検診などを行っております。また、病院独自の事業として、市民向けの公開講座を行っておりまして、昨年度は計6回の市民公開講座に合計313名の方が参加され、病気に対しての知識を深めていただいております。

また、西多摩地区では10年以上前から、医師会、歯科医師会、薬剤師会、糖尿病専門医、各公立病院の医師代表、自治体を含む「にしたま糖尿病連絡協議会」がございまして、当初から委員として私が出席しており、症例集などを編さんし、東京都全体としても活発な行動をしております。

今後も、これらの事業を通じて、構成市町の住民のみならず、地域全体の健康増進に取り組んでまいります。

以上で、浜中議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

した。

○6番(浜中 順君) ありがとうございます。結構です。

○議長(濱中俊男君) スムーズな進行にご協力いただき、ありがとうございます。

次に、4番西川美佐保議員。

○4番(西川美佐保君) こんにちは。今日はお忙しい中、本当に大変な中、ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして1項目の一般質問を行わせていただきます。

診察までの待ち時間短縮に向けての取り組みを。

昨年の令和元年11月に行いました一般質問の「診察までの待ち時間短縮に向けての取り組みを」について質問させていただきましたが、その後も市民の方より、「予約をして行ったのにすぐ待たされた」との声もいただいております。そして本年、コロナ禍となり、ますます今後、ソーシャルディスタンスを保つ取組としても重要となってまいりました。

そこで、新しい生活様式を取り入れた待ち時間短縮を願い、以下質問をさせていただきます。

(1) 本院が行った「患者満足度調査」では、待ち時間の満足度は、平成28年度が42%、29年度が43%、30年度は51.7%となっており、年々改善傾向にあるとの回答でしたが、令和元年度の調査結果はどうだったのか伺います。

(2) 令和元年度のアンケート結果を見て改善された内容はあるのか伺います。

(3) 現在、各外来の待合には受付表示板を設置しており、診察中の方の受付番号と、次に呼ばれる3人の方までの受付番号が表示されております。この情報を希望者に伝えるなど、どこにいても状況が分かる環境を作れないか伺います。

(4) 午前中は混んでいても、午後からはほとんど混んでいないなどの状況があると思いますが、診察時間の平準化を進め、時間割合を調節することで混雑を解消するなど、今後の対策をどのように推進するのか伺います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(濱中俊男君) 松山企業長。

○企業長(松山 健君) 西川美佐保議員のご質問にお答えいたします。

「診察までの待ち時間短縮に向けての取り組みを」の1点目「本院が行った患者満足度調査では、待ち時間の満足度は、平成28年度が42.0%、29年度が43.0%、30年度は51.7%となり、年々改善傾向にあるとの回答だったが、令和元年度の調査結果はどうだったのか」及び2点目「令和元年度のアンケート結果で改善された内容はあるか」とのお尋ねにつきましては、関連がございますので、併せてお答えいたします。

令和元年度「患者満足度調査」でございますが、10月7日から10月11日の5日間で実施してございまして、アンケート配布数は600枚、回収されたのは502枚、回収率は83.6%でございました。

ご質問の「待ち時間の満足度結果」でございますが49.6%となっております。本院での必要な治療や検査が終了し、症状が落ち着いたらかかりつけ医へお戻りいただくこと

により、真に当院の診察を必要とする患者さんに限定することで待ち時間短縮につながる、いわゆる「逆紹介」など、継続して取り組んではおりますが、平成30年度の51.7%と比較すると2.1ポイントの減少となり、令和元年度のアンケート結果では、改善は見られませんでした。残念です。

次の3項目、「各外来の待合に設置している受付表示板の受付番号の情報を希望者に伝えるなど、どこにいても状況がわかる環境を作れないか」についてでございます。

例えば、希望する患者さんの携帯電話へ電話するなどの手段を用いてお知らせする場合、患者さんの電話番号等の個人情報をお伺いする必要が生じますので、個人情報保護に関する同意書などを記入していただき、安全に管理する必要が生じます。

また、外来受付では受付業務に加え、問診票の記入依頼、次回の予約の確認や変更などの電話対応も行っているため、現在の配置人数では若干難しい状況でございます。

改善策としては、例えば、患者さんにアラームでお知らせするシステムなどを導入することも考えられますが、費用対効果等を考慮しながら、今後、検討していきたいと考えております。

次の4点目、「午前中は混んでいても、午後からはほとんど混んでいないなどの状況があると思うが、診察時間の平準化を進め、時間割合を調整することで混雑を解消するなど、今後の対策をどのように推進するのか」についてでございます。

当院の一般外来の受付時間は、午前8時15分から11時30分までの予約制を原則としております。午後の時間帯につきましては、高度な専門的治療を必要とする患者さんの診療を行う専門外来、入院患者さんの診察、手術、患者さんやご家族への疾患や治療についての説明などの多岐にわたる業務を、地域の中核的な二次医療機関である公立病院として行っておりますので、一般の外来患者さんの診療に充てることは難しいと考えております。公立・私立を問わず、多くの施設では、同様の運用がなされているものと考えています。

今後の対策といたしましては、地域のかかりつけ医との連携を図り、患者さんの紹介や逆紹介をさらに強化していくことが重要と考えております。

以上で、西川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

○4番（西川美佐保君） 終わります。

○議長（濱中俊男君） 以上をもちまして一般質問を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

なお、再開は午後1時45分を目途といたします。

午後1時26分 休憩

午後1時47分 再開

○議長（濱中俊男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第4、議案第15号、令和元年度福生病院組合病院事業決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由及び提案内容の説明を求めます。松山企業長。

○企業長（松山 健君） 議案第 15 号、令和元年度福生病院組合病院事業決算の認定について、ご説明申し上げます。

令和元年度の患者の状況でございますが、入院が延べ 8 万 2,141 人で、前年度比 961 人、率にして 1.2%の減となり、外来は、延べ 17 万 1,415 人で、前年度比 1,600 人、率にして 0.9%の減となっております。

ただ、共に単価が上昇しているため、この減少分は完全に吸収されておりますが、予算案には届きませんでした。

したがって、決算の状況でございますが、収益的収支では、病院事業収益が 82 億 6,121 万 1,631 円、病院事業費用では 89 億 311 万 6,911 円となり、損益計算書上の純損失は 6 億 4,561 万 6,515 円となりました。

資本的収支は、企業債、組織市町負担金、補助金などの収入が 7 億 2,698 万 1,000 円で、建設改良費、企業債の償還などの支出が 10 億 9,514 万 4,896 円となりました。収入が支出に対して不足する額 3 億 6,816 万 3,896 円は、損益勘定留保資金等で補填いたしました。

細部につきましては、経理課長から説明いたしますので、よろしくご審議を賜りまして、ご認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（濱中俊男君） 大澤経理課長。

○経理課長（大澤達哉君） 令和元年度福生病院組合病院事業決算の認定につきまして、お手元の別冊資料の令和元年度福生病院組合病院事業決算書にて説明をいたします。

なお、令和元年度は当院の経営形態は組合でしたので、タイトルは「令和元年度福生病院組合病院事業決算書」となりますが、令和 2 年度から地方公営企業法の全部を適用しておりますので、報告者としては福生病院企業団となります。

それでは、決算書の 2 ページ、3 ページをお開きください。

1 の決算報告書でございます。

（1）の収益的収入及び支出における収入の第 1 款の病院事業収益でございますが、決算額 82 億 6,121 万 1,631 円、予算対比で 8 億 9,843 万 3,369 円の減でございます。備考欄の括弧内は仮受消費税で、検診事業、個室料、文書料などの自由診療分に係る消費税でございます。

病院事業収益の内訳でございますが、第 1 項の医業収益は、決算額 67 億 5,621 万 6,882 円、予算対比で 8 億 6,577 万 1,118 円の減でございます。

第 2 項の医業外収益は、決算額 15 億 109 万 5,345 円、予算対比で 3,487 万 4,655 円の減でございます。

第 3 項の特別利益は、決算額 389 万 9,404 円、予算対比で 221 万 2,404 円の増でございます。

続きまして、支出の第 1 款の病院事業費用でございますが、決算額 89 億 311 万 6,911

円、不用額2億5,652万8,089円でございます。備考欄の括弧内は仮払消費税で、材料費や、医事・清掃・給食などの業務委託経費などに係る消費税でございます。

病院事業費用の内訳でございますが、第1項の組合管理費は、決算額189万1,707円、不用額68万5,293円でございます。

第2項の医業費用は、決算額86億2,657万2,176円、不用額2億974万3,824円でございます。

第3項の医業外費用は、決算額2億7,465万3,028円、不用額3,448万5,972円でございます。

第4項の特別損失及び第5項の予備費につきましては、決算額はゼロ円でございます。続きまして、4ページ、5ページをお開きください。

(2)の資本的収入及び支出における収入の第1款の資本的収入でございますが、決算額は7億2,698万1,000円で、予算対比732万5,000円の減でございます。

資本的収入の内訳でございますが、第1項の企業債は、決算額3億5,580万円で、予算対比450万円の減でございます。

第2項の他会計補助金は、決算額1億5,737万円でございます。これは組織市町からの企業債元金償還金に対する補助金でございます。

第3項の国庫補助金でございますが、当初予定していた補助金が対象外となり、収入はございませんでした。内容といたしましては、マンモグラフィ本体とシステムの一式が補助対象でございまして、当院はシステムのみを更新を計画していましたが、東京都との調整の中で補助対象となる可能性が高まり申請をしました。しかし、その後、東京都が国と協議をしましたが却下となり、補助金を受けることができなくなりました。当院としましては、交付申請をしたことから、当初予算として予算計上をしたものでございます。

第4項の都補助金は、決算額4,807万8,000円でございます。これは東京都からの企業債元金償還金に対する補助金でございます。

第5項の他会計負担金は、決算額1億6,569万2,000円でございます。これは組織市町からの企業債元金償還金に対する負担金でございます。

第6項の固定資産売却収入は、決算額ゼロ円でございます。

第7項のその他投資返還金は、決算額4万1,000円でございます。これは医師及び看護師住宅の敷金の戻入金でございます。

続きまして、支出の第1款の資本的支出は、決算額10億9,514万4,896円で、不用額393万5,104円でございます。

資本的支出の内訳でございますが、第1項の建設改良費は、決算額3億5,739万8,042円で、不用額290万1,958円でございます。

第2項の企業債償還金は、決算額7億3,746万5,854円、不用額146円でございます。

第3項のその他投資は、決算額28万1,000円、不用額103万3,000円でございます。こちらは医師及び看護師住宅の敷金でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億6,816万3,896円につきまして

は、損益勘定留保資金等で補填しております。

続きまして、6 ページの2の財務諸表をご覧ください。ここからは消費税抜きの金額表示となります。

まず、(1)の令和元年度福生病院組合病院事業損益計算書でございますが、これは令和元年度の経営成績を明らかにするために、その期間中に得た全ての収益と、これに対する全ての費用を記載し、純損益とその発生の由来の表示報告書でございます。

1の医業収益は、67億3,661万7,154円でございます。

この医業収益から医業費用の合計額を差し引いたものが医業損失で、16億9,602万703円でございます。

次に、3の医業外収益は14億9,633万4,408円でございます。

次に、4の医業外費用は4億4,982万9,624円でございます。

なお、雑損失は、病院事業会計の特性上存在する課税仕入控除対象外消費税が計上されており、この部分が決算報告書における医業外費用と損益計算書における医業外費用の金額の差となっております。また、消費税は平成30年度に税務署の税務調査で指摘を受けた消費税修正申告に伴う追加徴収額でございます。

3の医業外収益から4の医業外費用を引いたものが、医業外利益となり、先ほどの医業損失と相殺しますと、経常損失は6億4,951万5,919円でございます。

次に、7ページをご覧ください。

5の特別利益は、過年度損益修正益で、合計額は389万9,404円でございます。

6の特別損失は、ゼロ円でございます。当年度純損失は、6億4,561万6,515円でございます。前年度繰越欠損金は、5億9,493万8,129円でございます。

その他未処分利益剰余金変動額は、マイナス2億1,053万1,640円でございます。

当年度未処理欠損金は、14億5,108万6,284円でございます。

続きまして、8ページ、9ページをご覧ください。

(2)の令和元年度福生病院組合病院事業欠損金計算書でございます。こちらは、資本金、剰余金及び欠損金が令和元年度にどのように変動したかを表したものでございます。

続きまして、10ページの(3)の令和元年度福生病院組合病院事業欠損金処理計算書をご覧ください。

欠損金を補填するための処理を明らかにするための計算書でございます。令和元年度は欠損処理を行わず、未処理欠損金を全額翌年度へ繰り越しいたしました。

続きまして11ページをご覧ください。

(4)の令和元年度福生病院組合病院事業貸借対照表でございます。

これは、財政状態を明確にするために、令和元年度末現在で保有している全ての資産、負債及び資本を表したものでございます。

まず、資産の部でございますが、資産合計は120億4,823万2,537円でございます。

続きまして、12ページをお開きください。負債の部でございますが、負債の合計は95億778万4,746円でございます。

続きまして、13 ページをご覧ください。

資本の部でございますが、資本合計としては25億4,044万7,791円で、さらに負債の部を加えた負債資本合計は120億4,823万2,537円となりまして、こちらは、先ほど、ご説明しました資産の部と一致いたします。

続きまして、14 ページをお開きください。ここからは、財務諸表付属書類でございます。

(5) の財務諸表付属書類のア令和元年度福生病院組合病院事業キャッシュ・フロー計算書でございます。

キャッシュ・フローとは、現金の流れを意味し、一定の活動区別に実際に得られた収入から外部への支出を差し引いた、手元に残る資金の流れのことであります。また、原則として現金収支を把握する計算書でございます。

1の業務活動によるキャッシュ・フローは、マイナス1億7,908万746円でございます。

2の投資活動によるキャッシュ・フローは、マイナス3億2,941万3,670円でございます。

3の財務活動によるキャッシュ・フローは、マイナス1,052万5,854円でございます。

資金減少額は5億1,902万270円でございます。

資金期首残高は14億7,373万4,794円でございます。

資金期末残高は9億5,471万4,524円でございます。

以上で、令和元年度福生病院組合病院事業決算の説明とさせていただきます。

○議長（濱中俊男君） 以上で提出者の説明は終わりました。

監査委員入場のため、しばらく休憩いたします。

午後2時03分 休憩

(監査委員 渡辺 晃君入場)

午後2時03分 再開

○議長（濱中俊男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、令和元年度福生病院組合病院事業決算審査の報告を求めます。渡辺晃監査委員。

○監査委員（渡辺 晃君） 令和元年度福生病院組合病院事業決算審査結果について、ご報告申し上げます。金額については万円単位とさせていただきます。

去る8月26日、公立福生病院2階大会議場において、村山監査委員と共に事務長及び経理課職員立会いの下、審査を実施いたしました。

審査に付された決算書、証書類、事業報告書、その他の書類は、いずれも関係法令に基づき作成されており、計数に誤りもなく、適正に表示しているものと認めました。

また、予算執行は、おおむね適正であることを認めました。

業務実績では、入院患者数、外来患者数及び病床稼働率が前年度を2年連続で全て下回っております。経常収支は、6億4,561万円の純損失となりました。その最大の要因は業務実績の低下であります。病院建て替えから10年経過し、経年劣化による修繕費

等経費の増加も一つの要因であることを申し添えます。

資金収支では、収入の根幹である業務活動をはじめとして、投資、財務全ての活動項目でキャッシュ・フローが低下したことなどから、年度末の資金残高が9億5,471万円となり、対前年度比5億1,902万円の減少となりました。

令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、今後の病院経営に大打撃になること必至の状況であります。職員も常に危険と隣り合わせであって相当な労苦を強いられる状況の中、地域社会の医療貢献に心より感謝申し上げます。同時に病院経営的視点からは、改めて強い危機感を持ち、企業長の下、職員一丸となり、さらなる経営努力に励まれることを殊に要望いたします。

以上で、感謝と期待を込めました審査報告を終わります。

○議長（濱中俊男君） 以上で、決算審査の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。6番浜中議員。

○6番（浜中 順君） 24ページ、事業報告書のところでよろしいですか。24ページの概要の真ん中辺に、「また、災害医療の取組として、緊急医療救護所設置に係る医薬品、備品類等の内容について」云々して、4行で「災害医療が一步前進した」と書かれていますけれども、以前に説明があったと思うんですけれども、この部分の説明をしていただけるとありがたいです。よろしくをお願いします。

○議長（濱中俊男君） 経理課長。

○経理課長（大澤達哉君） お答えいたします。

緊急医療救護所を公立福生病院の立体駐車場の1階に設置するわけですが、以前から構成市町の福生市、羽村市、瑞穂町、あと福生病院、医師会等と協議をして、緊急医療救護所に必要な備品類、医薬品類のほうをずっと検討してきたんですけれども、令和元年度におきまして、その購入品目が決定いたしまして、令和2年度予算で購入するということで決まったというところで、緊急医療救護所ということの設営ができるようになってきますので、災害医療が一步前進したということで、このような記載をさせていただいております。以上でございます。

○6番（浜中 順君） ありがとうございます。

○議長（濱中俊男君） ほかにございますか。8番五十嵐議員。

○8番（五十嵐みさ君） すみません、初歩的なところで教えていただきたいんですけれども、2ページの収入の部の特別利益についてでございますが、これはその他過年度損益修正益ですかね、168万5,000円でしたかね、それに科目存置を足してこの168万7,000円という金額になっているかと思うんですが、当初予算額として。決算額のほうは389万9,404円というふうにして、221万円ですかね、増えた。どうして増えたのかなというところをちょっと分かりやすく説明していただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（濱中俊男君） 大澤経理課長。

○経理課長（大澤達哉君） お答えいたします。

特別利益のところでございますが、未収金の回収が順調であることによる貸倒引当金

の戻し入れと賞与引当金、法定福利費引当金の精算額に伴う増加ということになっております。以上でございます。

○8番（五十嵐みさ君） ありがとうございます。

○議長（濱中俊男君） ほかにございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） ほかにないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第15号、令和元年度福生病院組合病院事業決算の認定についての討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第15号、令和元年度福生病院組合病院事業決算の認定についての件を採決いたします。

議案第15号を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

○議長（濱中俊男君） 次に、日程第5、諸報告を行います。

諸報告1、令和元年度福生病院組合病院事業会計資金不足比率については、議員の皆様へ配付してあります諸報告をもって企業長側からの報告にかえさせていただきたいと存じます。ご了承願います。

追加議案配付のため、しばらく休憩いたします。

午後2時11分 休憩

（監査委員 渡辺 晃君退席）

（追加議案配付）

午後2時12分 再開

○議長（濱中俊男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま村山正利議員外2人から、議員提出議案第2号の件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） ご異議なしと認めます。よって、本日の議事日程に、先ほどお手元に配付いたしました「議事日程・追加その1」を追加いたします。

これより追加日程に入ります。

追加日程第1、議員提出議案第2号、自治体病院の経営悪化に対する継続的な支援を求める意見書の件を議題といたします。

提出者から提案理由及び内容説明を求めます。3番村山議員。

○3番（村山正利君） 議員提出議案第2号「自治体病院の経営悪化に対する継続的な支援を求める意見書」

上記の議案を別紙のとおり、福生病院企業団議会規則第13条の規定により提出いたします。

令和2年11月24日。福生病院企業団議会議長 濱中俊男 様。

提出者、福生病院企業団議会議員 村山正利。

以下、恐縮ですが、敬称を略させていただきます。

賛成者、同上 五十嵐みさ、賛成者、同上 浜中順。

以下、議案の朗読をもって提案説明に代えさせていただきます。

次ページをお開きください。

自治体病院の経営悪化に対する継続的な支援を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症は世界的に蔓延し、国内でも収束の兆しが見えない状況となっている。この状況下で地域医療の最前線に立つ全国の自治体病院は、都市・地方にかかわらず全ての地域において、行政機関、医療機関、介護福祉施設等と連携し、住民の生命と健康を守るため、まさに命がけで感染症の拡大防止と感染者への対応に全力を挙げている。さらに事態の長期化に備え、感染症患者への適切な医療体制を確保するべく、専用病床の確保、設備機器の整備等を進めてきているが、その一方で入院患者の減少等により財政的に大きな打撃を被っているのも事実であり、経営はどこも逼迫している。

このような状況の中、国においては令和2年度第2次補正予算で医療関連の支援を行い、都を通じて新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業をはじめとした補助がなされた。しかしながら、未知なるウイルスへの決定的な対応策の構築には至っておらず、感染リスクを抱えながら業務に当たる医療従事者や職員の心身疲弊、また事態の長期化に伴う更なる経営悪化といった懸念を拭い去ることはできていない。

自治体病院は、地域医療の要として安定的な経営を行うことが地域住民への当然の責務であり、公立福生病院においても同様である。医療崩壊を防ぎ、安心して医療の提供ができる万全の態勢を構築するため、引き続き令和3年度も下記事項を確実に実施されるよう強く要望する。

- 1 安定的な経営を行うための病院への継続的な財政支援
- 2 感染リスクを抱えながら勤務する医療従事者や職員への支援

以上、地方自治法第292条の準用規定による同法第99条により意見書を提出する。

令和2年11月24日 福生病院企業団議会議長 濱中俊男。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、東京都知事宛でございます。

以上、よろしくご審議を賜りまして、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱中俊男君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議員提出議案第2号、自治体病院の経営悪化に対する継続的な支援を求める意見書の討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱中俊男君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議員提出議案第2号、自治体病院の経営悪化に対する継続的な支援を求める意見書の件を採決いたします。

議員提出議案第2号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱中俊男君) ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

○議長(濱中俊男君) 以上をもちまして、本定例議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和2年第2回福生病院企業団議会定例会を閉会いたします。

大変にお疲れさまでした。

午後2時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 2年12月18日

福生病院企業団議会議長 濱中 俊男

福生病院企業団議会議員 五十嵐みさ

福生病院企業団議会議員 小澤 芳輝